

〈議案第118号〉

令和3年度一般会計補正予算 (第5号)を可決

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、コロナ禍におけるニーズの変化に対応するために事業のIoT化や新分野展開などを図る市内の事業者を広く支援する制度の創設に要する経費などを追加するとともに、今年の7月及び8月の大雨により被災した箇所対応の復旧に要する経費などを追加するため、総額に20億6,861万円を増額し、補正後の総額を92億1,943万円とする令和3年度補正予算(第5号)を可決しました。

補正予算(第5号) 補正額20億6,861万円

〈うち新型コロナウイルス感染症対策分1億6,893万2千円〉

- ①経営維持パッケージ支援 (137,100千円)
 - ・ビジネスチェンジ支援
 - ・国助成制度(事業再構築補助金)の活用促進
 - ・東広島SAKE DE KANPAI!!キャンペーン
- ②子ども支援・保護者支援
 - ・日帰り型産後ケア事業・産前産後家事支援事業の拡充(4,001千円)
- ③教育支援
 - ・潜在的な困窮学生も含め、食の面での生活支援(7,409千円)など

〈うち災害対策分12億2,200万円〉

- ①災害復旧工事の推進
 - ・土木施設(道路・河川)の災害復旧(1,037,000千円)
 - ・農業用施設の災害復旧(185,000千円)
- ②維持補修の加速化
 - ・市道等道路維持修繕(182,000千円)
 - ・河川維持修繕(20,000千円)
- ③避難所運営協力交付金の追加(2,953千円)

委員会での主な質疑

総務委員会関係分

Q 避難所運営の交付金の補正により、どのくらいの数の避難所を何日運営できるのか。

A 21か所の避難所を3日運営でききる。

Q 避難所運営交付金の具体的な使途は何か。

A 避難所開設の協力金、実際に住民自治協議会で避難所運営をいただく場合の運営協力金、住民自治協議会が指定管理者となつている場合は光熱水費相当分として維持管理金をお支払いする。

Q コロナの影響で困窮している学生への東広島市産の米の配布は何人分ぐらいを計画しているのか。

A 困窮している学生の把握が難しい状況はあるが、広島大学、

近畿大学工学部、広島国際大学の合わせて約1万7,000名の約1割にあたる1,700名を見込んでいる。

Q 困窮している学生への東広島市産の米の配布について、ニーズの根拠はどこにあるのか。

A 各大学と協議をする中で、物資の支援、その中でも、米のニーズが学生の中で比較的高いという声があったところである。

市民経済委員会関係分

Q 日本酒購入キャンペーンは、酒造組合、東広島市内の全ての生産者が対象なのか。あるいは、*ECサイトだけを設けているところの業者が対象なのか。

A ECサイトを設けていない蔵元が1社あると理解している。ECサイト以外にも電話やファクスなどで注文は受けられているということなので、対象として考えていく。

〈議案第114号〉

東広島市伝統的建造物群保存 地区保存条例を制定します

都市計画に定める伝統的建造物群保存地区の現状変更の規制や、補助の内容など、町並み保存のために必要な措置を定めます。

◎条例の内容

○保存活用計画

教育委員会は、東広島市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴いて、保存地区の保存及び計画を定めます。

○現状変更行為の規制

保存地区内において次の行為を行う場合は、市長及び教育委員会の許可を受ける必要があります。

- ・ 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- ・ 建築物等の外観変更など

○経費の補助等

保存地区内での建造物等及び環境物件の管理、修理、復旧等への補助について規定します。

○施行期日

住民合意を経て行われる伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示があった日等。ただし、審議会の設置については、条例公布の日から。

委員会での主な質疑

Q 伝統的建造物群保存地区になるまで、どれくらいの期間を見込んでいるのか。

A なるべく早くとの思いはあるが、住民の方々との同意を得る必要もあり指定までの期間を見込むことは難しい。

〈議員提出議案第7号〉

少人数学級と教職員定数の改善及び義務 教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、少人数学級の早期実現と教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度の国負担割合の引き上げを求める意見書を、国会及び政府に提出するものです。

意見書の要旨

令和3年3月の法改正を受け、公立小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられるが、今後、小学校だけでなく、中学校・高等学校等での35人学級の実現が必要である。あわせて教職員定数の改善も求められている。

また、義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたが、国の施策として定数改善に向けた財源保障を行い、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることは憲法の理念にも適うものである。

よって地方自治体が計画的に教育行政を推進することが出来るよう、国会及び政府に対し次項の措置を講じるよう求める。

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早期に実施すること。またさらなる少人数学級についても検討すること。
- 2 子どもたちの豊かな学びを実現するため、教職員定数の改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を引き上げること。

○送付先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣